

市指定文化財

新たに2件を指定しました

市教育委員会は、11月3日付けで下記2件を新たに市指定文化財に指定しました。

これで市指定文化財は183件となり、国指定5件、県指定13件と合わせて、市内の指定文化財は全部で201件となりました。

本證寺伽藍 鼓楼・経蔵・鐘楼・裏門

有形文化財 建造物
江戸時代



本證寺は鎌倉時代の創建と伝えられ、上宮寺・勝鬘寺と共に三河三か寺の一つとして知られています。現在、本堂は県指定有形文化財、境内地は県指定史跡となっています。

鼓楼(写真左)は下層が桁行4間、梁間4間、上層は桁行2間、梁間1間の入母屋造り、本瓦葺(下層棧瓦)、2階建ての建物です。江戸時代中期の建立とみられますが、19世紀中ごろにやや大きな改変を受けています。境内の東北隅に建ち、水濠にその雄姿を映す城郭式伽藍を象徴する建物です。

経蔵(写真右)は桁行3間、梁間3間、宝形造、棧瓦葺、土蔵造りの建物です。建立は文政6年(1823年)で、切石積基壇に建てられ、四面の腰高に海鼠壁を張り、その上に漆喰壁を塗り込めています。内部の中央後方に来迎柱・須弥壇を、両側面に経壇を設けています。



鐘楼(写真左)は、間口2間、奥行2間、入母屋造り、本瓦葺で、四面に脇柱を2本ずつ立てています。江戸時代中期の建立とみられます。

裏門(写真右)は、一間薬医門、切妻造り、本瓦葺です。江戸時代中期の建立とみられます。木柄が太く、軸部、斗拱、木鼻に古式を残しています。



これらの建造物は、本堂・城郭伽藍の遺構と共に地方の真宗寺院の面影をよく伝えており、建築的な質も高く、中本山格寺院にふさわしい建物群です。



紙本著色 神光寺薬師如来再興縁起

有形文化財 絵画
江戸時代 享保3年(1718年)

元禄13年(1700年)に焼失した神光寺が、享保2年(1717年)に復興する経緯が述べられ、5場面の絵が挿入されています。末尾には享保3年(1718年)の年記とともに神光

寺第六世健亮の名があり、本文の草案はこの健亮によるものとわかります。本品の画風や書体は、江戸時代に盛んにつくられた御伽草子の絵巻と共通するもので、京都などの専門工房により制作されたと考えられます。本市における在地寺院の縁起絵巻は他に例がなく、また、当時の仏教をめぐる村人の信仰をうかがうことのできる貴重な資料です。

問い合わせ▶市文化財課(埋蔵文化財センター内) ☎(77)4490